

税務・会計便り

～キャッシュレス・消費者還元事業～

キャッシュレス・消費者還元事業は、2019年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後から2020年6月までの9カ月間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元を支援する事業です。

◎消費者のかたへ

対象店舗でクレジットカード／デビットカード・電子マネー・QRコード等を使って代金を払うとポイント還元が受けられる制度です。原則として、購買金額の5%、フランチャイズチェーン傘下の中小・小規模店舗等では2%が還元されます。（この制度に登録した中小・小規模店舗等での買い物のみが対象です。）対象店舗には右のマーク入りポスターが貼られます。ポイント還元率（5%か2%か）や還元対象となるキャッシュレス決済手段はお店によって異なります。



店頭のパスターや、地図アプリ、ホームページでご確認ください。また還元方法や上限設定などはキャッシュレス決済手段毎に異なりますので、事前にご確認下さい。

◎事業者のかたへ

まず、自分の店舗がこの制度の対象となるかを確認しましょう。この制度の対象となる中小・小規模事業者とは、原則、業種ごとに定められた資本金の額や従業員数の要件に該当する事業者です。例えば、小売業の場合は、資本金の額又は出資の総額が5千万円以下又は常時使用する従業員数の数が50人以下の会社及び個人事業主となっています。次に制度への登録が必要となります。今使っている決済手段を継続利用されるかたは、加盟店IDを決済事業者伝えて登録審査を受けます。（加盟店IDを持っていないかたは、現在契約している決済事業者に連絡して加盟店IDの発行を依頼して下さい。）新しく導入したい方は、契約したい決済業者を選び、制度参加の手続きを問合せしましょう。

申請は2020年4月まで受付してもらえます。今なら端末導入の際の端末本体と設置費用が無料となりますし、期間中の決済手数料は実質2.17%以下となるようです。消費者へのポイント還元制度を利用して集客力をアップさせましょう。



<http://www.sugiura-kaikei.jp>

税理士法人 杉浦経営会計事務所 (0587)23-3100